

生駒市条例第13号

生駒市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月30日

生駒市長 山下 真

生駒市下水道条例の一部を改正する条例

生駒市下水道条例（昭和59年4月生駒市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「特定排水」を「中間排水及び特定排水」に改め、同条第13号中「（公衆浴場及び市長が認める公共又は公益関係の業種を除く。）」を削り、同号を同条第14号とし、同条第12号の次に次の1号を加える。

(13) 中間排水 工場その他の事業所（公衆浴場（公衆浴場入浴料金の価格（昭和32年奈良県告示第487号）に定める入浴料金価格表の適用を受けるものに限る。以下同じ。）及び市長が認める公共又は公益関係の業種（収益事業を行う部門を除く。）を除く。次号において同じ。）から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が1月300立方メートルを超え750立方メートル以下の部分をいう。

第21条第2項第1号中「一般排水」を「一般排水及び中間排水」に改め、同条第3項の表を次のように改める。

排水区分 使用料区分	一般排水		中間排水	特定排水
	公衆浴場	その他		
水量使用料 〔汚水排出量1立方メートルにつき〕	53円	106円	180円	253円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(使用料の特例)

- 2 平成21年10月分から平成22年3月分までのものとして徴収する使用料に限り、改正後の生駒市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）第21条第3項の表の適用については、同表中「53円」とあるのは「48円」と、「106円」とあるのは「96円」と、「180円」とあるのは「111円」と、「253円」とあるのは「229円」とする。
- 3 平成22年4月分から平成23年3月分までのものとして徴収する使用料に限り、改正後の条例第21条第3項の表の適用については、同表中「53円」とあるのは「49円」と、「106円」とあるのは「98円」と、「180円」とあるのは「128円」と、「253円」とあるのは「235円」とする。
- 4 平成23年4月分から平成24年3月分までのものとして徴収する使用料に限り、改正後の条例第21条第3項の表の適用については、同表中「53円」とあるのは「50円」と、「106円」とあるのは「100円」と、「180円」とあるのは「145円」と、「253円」とあるのは「241円」とする。
- 5 平成24年4月分から平成25年3月分までのものとして徴収する使用料に限り、改正後の条例第21条第3項の表の適用については、同表中「53円」とあるのは「51円」と、「106円」とあるのは「103円」と、「180円」とあるのは「162円」と、「253円」とあるのは「247円」とする。